

相続手続きのご案内

青和信用組合

このたびは故人様の生前のご愛顧に感謝申し上げますとともに、ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本冊子は、当組合にお取引いただいた故人様のご預金等（出資金、投資信託・国債等を含む）を相続人さま（以下、「相続人」と表示させていただきます。）にお支払い・名義変更（以下、「払戻し等」と表示させていただきます。）をするための手続きなどについて説明しております。なお、ご預金等以外の手続きなど、ご不明な点がございましたら、窓口または得意先係までお問い合わせください。

相続手続きの流れ

1.	連絡	ご家族がお亡くなりになったことをご連絡ください。
2.	手続確認	相続方法によるお手続きを確認させていただきます。
3.	提出書類	必要書類をご準備いただきます。
4.	払戻し等	必要書類のご提出後、払戻し等の事務手続きをいたします。

1.連絡

お亡くなりになられた方（以下、「被相続人」と表示させていただきます。）の取引店舗に以下の内容をご連絡ください。

- ①被相続人の名前、住所、電話番号
- ②お亡くなりになった日
- ③ご連絡をいただいた方の名前、住所、電話番号、被相続人とのご関係

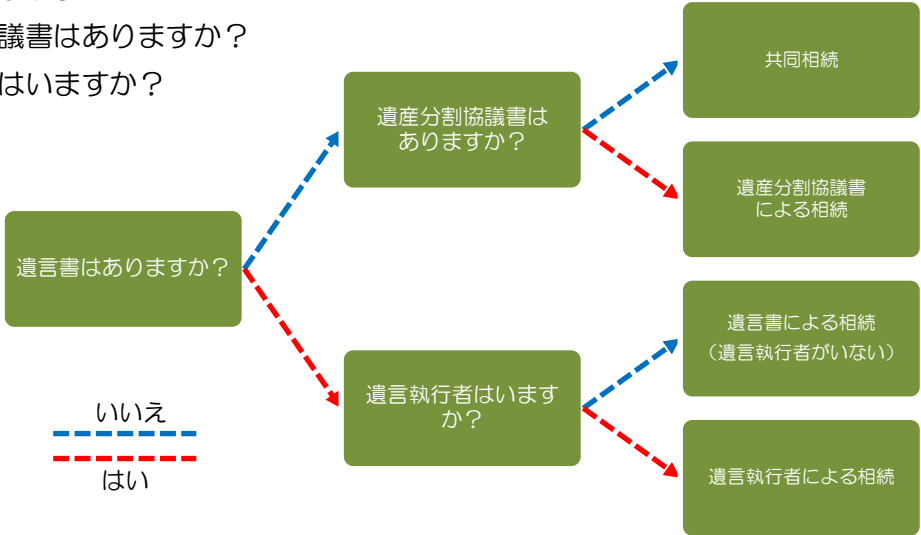
ご連絡以後は、相続財産の保全のため、ご預金等のすべてのお取引を停止する手続きをさせていただきます。借入金がある場合やその他、特殊事情がある場合にはその旨をお申し付けください。

残高証明書等（預金・投資信託・国債など）の発行をご希望される相続人の方へ
<p>当組合所定の書類に請求者（相続人）の実印を捺印し、以下の書類とともにご提出していただく必要がございます。別途、所定の手数料をいただきます。</p> <p>ご提出時に相続区分（見込み）が確認できれば、予めお取引内容等を印字した相続関係依頼書をあわせて発行できます。便利なサービスですので、ぜひご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の事実と死亡日が確認できる書類（死亡診断書の写しまたは戸籍（除籍）謄本など） ・相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本（または抄本）） ・印鑑証明書（発行後6か月以内のもの） ・本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）

2. 手続確認

ご提出いただく書類や当組合所定の書類にご署名、ご捺印をいただく方を特定するために以下の点（相続区分）をご確認させていただきます。

- ・ 遺言書はありますか？
- ・ 遺産分割協議書はありますか？
- ・ 遺言執行者はいますか？



3. 提出書類

(1) 必要書類等

書類名		説明	請求先
被相続人	戸籍（除籍）謄本 ¹	出生から死亡までの連続したもの 死亡の事実と相続人が確認できるもの	市区町村 ²
	戸籍謄本 ³	相続人であることが確認できる戸籍謄本 ⁴	
相続人・遺言執行者	相続関係依頼書 ⁵	当組合所定の書類	当組合
	印鑑証明書 ⁶	「相続関係依頼書」へのご署名が必要な方全員分	市区町村
	本人確認書類 ⁷	代表相続人 ⁸ の方やご来店いただいた方のほか、貸金庫の立会い・ 名義変更を受ける方の本人確認書類をご提示いただきます。	
	実印	提出書類に訂正が必要となった場合	
	お届け印	名義変更がある場合	

¹ 兄弟姉妹が相続人の場合は、お亡くなりになられた方のご両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等が併せて必要になります。また、法務局の法定相続情報一覧図の写しをご提出いただく場合、戸籍謄本の提出は不要です。

² 広域交付制度により、本籍地以外でも請求が可能です。

³ 遺言執行者による相続の場合、戸籍謄本の提出は不要です。

⁴ 被相続人と同一の戸籍にいる方、または同一の戸籍にいた方であって当該戸籍と印鑑証明書を組み合わせることで現在の氏名が確認できるなどの場合は、当該相続人の方の戸籍謄本の提出は不要です。

⁵ 遺言執行者による相続は様式 03（遺言執行者用）、それ以外の相続は様式 02（一般用）が必要です。

⁶ 発行後 6 か月以内のもの

⁷ 運転免許証やマイナンバーカードなどの現物が必要です。

⁸ 当組合との相続手続きに関して他の全員の相続人から一切の権限を委任された方。

(2) 相続区分等によって必要な書類

確認	相続区分等	「相続関係依頼書」のご署名	必要書類	請求先
☐	共同相続	全相続人		
☐	遺産分割協議書 ⁹ による相続	預金等の払戻し等を受ける方全員	遺産分割協議書	相続人
☐	公正証書遺言による相続		公正証書遺言	公証役場
☐	自筆証書遺言による相続		自筆証書遺言 検認済証明書	相続人 裁判所
☐	遺言執行者による相続	遺言執行者	公正証書遺言または自筆証書遺言	
☐	遺産整理業務を受任した者による相続	遺産整理受任者	委任契約書・委任状等 本人確認書類	受任者
☐	調停による相続	調停・審判で指定された方	調停調書謄本	裁判所
☐	審判による相続		審判書謄本	
☐	マル優・マル特の適用中		非課税貯蓄者死亡通知書	当組合
☐	相続放棄する場合	不要	相続放棄申述受理証明書	裁判所
☐	特殊事情がある場合	窓口にお問い合わせください。		

(3) お取引内容によりご持参いただくもの

確認	お取引内容	必要なもの	備考
☐	普通預金 貯蓄預金 納税準備預金	預金通帳・キャッシュカード	
☐	定期預金 定期積金	預金証書	
☐	当座預金	未使用の小切手、手形、キャッシュカード	名義変更はできません。
☐	出資金	不要（ペーパーレスのため）	出資金の譲渡手続に時間を要する場合がございます。
☐	貸金庫	貸金庫の鍵（カード）	開函・解約、格納物の引渡し時に立ち合います。

上記 3.の (1) (2) (3) の書類等をご持参のうえ、お取引店舗にご来店ください。

(1) (2) の書類等は、原本を確認し、当組合でコピーを取得させていただいた後に返却いたします。

(3) の内、預金通帳と預金証書は、当組合所定のスタンプを押印した後、返却いたします。

⁹ 相続人全員の実印が押印され、かつ印鑑証明書が添付されているもの

4.払戻し等

払戻し等の方法は以下の通りです。書類のご提出から2週間程度頂戴させていただく場合がございます。ご融資の取引や信託・保険商品等のお取引がある場合は、別途手続きが必要となりますので、お申し付けください。

相続区分等	元利金の払戻し等の方法
共同相続	代表相続人への一括払戻し
遺産分割協議書による相続	遺産分割協議書に記載の通りの取扱い
遺言書による相続	遺言書に記載の通りの取扱い
遺言執行者による相続	遺言執行者の指示に基づく取扱い
遺産整理受任者による相続	遺産整理受任者の指示に基づく取扱い

5.よくある質問

Q. 共同相続とは何ですか。

A. 遺言書がないなど、相続人全員による同意が必要な相続を言います。

Q. 相続人の代理で手続きをすることはできますか。

A. 相続人（委任者）の印鑑証明書と本人確認書類及び来店者（受任者）の本人確認書類と当組合所定の委任状を持参いただくことで手続きをすることができます。

Q. 相続人が未成年です。特別代理人を選任する手続き（特別代理人選任申立）について相談や代理手続きの依頼をすることはできますか。

A. 依頼に応じて、司法書士などをご紹介しますことができます。（司法書士への報酬が必要となります。）

Q. 取引店舗から遠く離れた場所に居住しているため、来店が困難です。どうすればいいですか。

A. 代表相続人の方や代理でお手続きをする方が東京以外に居住しているなど、来店が困難であると認められる場合は郵送による手続きができます。取引店舗にお問い合わせください。